健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規 定により、毎年度、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を監査 委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになっています。

[令和6年度決算 算定結果]

1 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
_	_	5. 0	7. 5	
(15. 00)	(20. 00)	(25. 0)	(350. 0)	

※ 括弧内は早期健全化基準であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに算定されないため「一」を記載している。

2 資金不足比率

(単位:%)

てかは申来や計	_		
下水道事業会計	(20. 0)		

- ※ 括弧内は経営健全化基準であり、資金不足比率は算定されないため「一」を記載。
- ※ 本町の令和6年度決算における健全化判断基準及び資金不足比率は、全て基準を 下回っていますが、依然として厳しい財政状況が続いており、今後も健全化に向けた 取組を図って参ります。
- ※ 地方公共団体の財政の健全化に関する詳しい資料は、総務省のホームページでご覧いただけます。

[参考] 会計区分のイメージ

普通会計

• —	殳 会 計	実質		連	実	将
			実質赤字比率	結	質	
				実		来
公営事業会計						
·国民健康保険事業勘定特別会計 ·介護保険特別会計 ·後期高齢者医療特別会計				質	公	
				赤		負
					債	
			字		+0	
公営	ナルメホ ※ 		資金	116	費	担
公営企業会計	•下水道事業会計	資金不足比率	比	貝		
計			率	率		比比
					比	1
一部事務組合等						
·後期高齢者医療広域連合 ·大阪広域水道企業団						
					率	率